

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

11月22日発行

Vol.622

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

11/18 (土)

南相馬市HP

「みなみそうまとピックス」から

令和5年度復興支援感謝の集い および 市内バスツアー

南相馬市では、東日本大震災および原発事故からの復興に関する全国からご支援に対し、感謝の意を伝え、今後の継続的な関係を醸成するため、令和5年度復興支援感謝の集いを11月18日にホテル丸屋グランデで開催しました。

また参加者に対し、奥州相馬氏ゆかりの場所と復興の拠点となる施設等を巡るバスツアーを11月19日に行いました。



2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまとピックス」から

- ・令和5年度復興支援感謝の集い
および 市内バスツアー ----- 2
- ・鹿島区・小高区のイルミネーション
----- 3
- ・行政区地域活動事例発表会 および
行政区加入促進ポスターコンクール
表彰式 ----- 4

●被災自治体News

- 浪江町 ----- 5
- 双葉町 ----- 7
- 富岡町 ----- 9
- 福島県 ----- 10

新潟県

クマ出没特別警報発表中

クマ 注意

あなたと家族の命を守る行動の実践をお願いします

11/18 土

令和5年度復興支援感謝の集い および 市内バスツアー

南相馬市では、東日本大震災および原発事故からの復興に関する全国からご支援に対し、感謝の意を伝え、今後の継続的な関係を醸成するため、令和5年度復興支援感謝の集いを11月18日にホテル丸屋グランデで開催しました。

また参加者に対し、奥州相馬氏ゆかりの場所と復興の拠点となる施設等を巡るバスツアーを11月19日に行いました。

感謝の集いでは、門馬市長から南相馬市のこれまでの復興の歩みや進捗について参加者に伝えました。

その後、市が目指す将来像と今後のまちづくりのありかたなどについてのトークセッションを行いました。

集いの最後には、小高郷相馬流れ山踊り保存会とトモダチプロジェクトによるパフォーマンスが披露されました。

バスツアーでは、同慶寺や小高交流センター、福島ロボットテストフィールドなどを巡り、過去に相馬氏が度重なる危機をどのように乗り越え、いま南相馬市が東日本大震災を乗り越えどのように復興へと歩みを進めているかを、実際に見てもらいながら参加者にお伝えしました。



11/17 **金**・18 **土**

鹿島区・小高区のイルミネーション

鹿島区の宝蔵寺では「楓姫もみじまつり」にて、11月17日から境内のライトアップが行われています。また小高区の小高浮舟ふれあい広場では「あかりのファンタジーイルミネーション in おだか」の点灯式が11月18日に開催されました。

楓姫もみじまつりの初日17日には、螺貝の演奏が行われ、家族連れや写真愛好家がライトアップを楽しみました。

小高区の点灯式では、ウクレレユニットによる演奏が行われ、会場参加者が演奏を楽しみました。その後、参加者はイルミネーションを楽しみました。

楓姫もみじまつりは11月23日まで、小高のイルミネーションは令和6年1月8日まで開催されています。



11/16 木

行政区地域活動事例発表会 および 行政区加入促進ポスターコンクール表彰式

市は、11月16日に、行政区地域活動事例発表会および行政区加入促進ポスターコンクール表彰式を原町生涯学習センター（サンライフ南相馬）で開催しました。

地域活動事例発表会では、市内4カ所の行政区長が独自に取り組んでいる事業や地域の課題などを発表しました。その後、ポスターコンクールの表彰式が行われ、小学生4人と中学生3人の受賞者へ表彰状が手渡されました。

●行政区地域活動事例

1. 桃内サロンの活動について
発表者：上耳谷行政区 木幡賢治 区長
2. 「東日本大震災・東電原発事故」以降の現状と今後の課題について
発表者：上寺内行政区 新妻久司 区長
3. 組み立て式ごみ収集所の設置推進について
発表者：橋本町二行政区 戸来勝子 区長
4. 大甕地区地域活動の実態について
発表者：大甕地区区長会 田中稔 副会長（萱浜行政区 区長）



ポスターコンクールの受賞者





浪江町からのお知らせ

《お忘れないように》特定復興再生拠点区域の被災家屋等の
解体申請受付期限について【環境省事業】

11月20日HP更新

環境省では、特定復興再生拠点区域の東日本大震災および長期避難に伴い荒廃した家屋等の解体を行っています。解体を希望される方は、受付期限までに解体申請書の提出をお願いします。

注意 電話など口頭での受け付けは行っていません。

解体申請受付期限 令和6年4月1日

▶ 被災家屋等の解体申請に関するお知らせ [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19435.pdf>



対象条件(下記の1, 2, 3に該当する家屋等が対象となります。)

1. 対象範囲

- 特定復興再生拠点区域およびその周囲に位置する家屋等
- 特定の道路の周辺に位置する家屋等

2. 対象家屋等

東日本大震災および長期避難に伴い荒廃した住家、倉庫、物置、納屋、畜舎、農業ハウス、事務所、店舗等(法人所有の家屋等については、中小企業基本法第2条に定める中小企業所有のものに限ります。)

※環境省が除染した家屋等は、解体の対象外になりますのでご注意ください。
※解体の意向がある場合は、除染実施前に除染工事の担当者に伝えてください。

3. リ災証明

東日本大震災時点で居住していた住家の場合は、浪江町が交付する「リ災証明書」において「半壊」以上の判定があること。

解体申請受付窓口

環境省被災建物解体受付センター (高島テクノロジー: 令和5年度環境省業務受託業者)

浪江町大字権現堂字石井前44番地1

☎0120-603-016

受付時間: 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(年末年始、祝日を除く)

次ページへ続きます

申請方法

令和6年4月1日までに解体申請受付窓口にて解体申請書を提出してください。

来訪が難しい場合は、郵送などでも解体申請書を受け付けています。

- ※ 解体申請書は、解体申請受付窓口にて用意しています。
- ※ 解体申請に必要な書類をそろえるのに時間を要する場合があります。解体の意向がある方は、解体申請受付窓口にて早めにご相談ください。

■ 添付書類

1. 身分証明書の写し(運転免許証など)
2. 固定資産課税台帳記載事項証明書
3. 対象建物の「り災証明書」の写し
4. 解体申請を行う家屋等の外観が確認できる写真
5. 印鑑
6. その他(同意書など)

※ 2・3は、浪江町役場 住民課税務管理係、津島支所または各出張所にて発行しています。

注意点

- 原則、申請は**対象となる家屋等の所有者(東日本大震災時の所有者)**が行うようお願いいたします。
- 代理人による申請の場合は、家屋等の所有者とのご関係を確認させていただきます。
- **環境省による除染を実施した家屋等は、原則解体申請の対象になりません。**
- 解体希望の建物の中に、東京電力ホールディングス株式会社の賠償手続きがお済みでないものがある場合は、事前に東京電力ホールディングス株式会社にご相談されることをおすすめします。
- 家屋等が相続されていない場合、家屋等を共有されている場合、家屋等の敷地を借りている場合、家屋等に抵当権が設定されている場合、賃貸住宅の場合等、解体申請を行うときに**他の地権者の同意が必要になる場合があります。建物の権利の関係で解体申請を悩まれている方も解体申請受付窓口にご相談ください。**
- 申請受付から解体着工までは時間を要します。解体の意向がある方はぜひともお早めにご相談ください。

【問い合わせ先】

環境省被災建物解体受付センター(高島テクノロジー)

 0120-603-016

福島地方環境事務所

・浜通り北支所浪江分室 **TEL 0240-23-5893** (解体受付専用)

・環境再生課 **TEL 024-573-7330** (代表)



双葉町からのお知らせ

令和5年度双葉町会計年度任用職員募集のお知らせ

11月20日HP更新

双葉町では、令和5年度会計年度任用職員を下記要領により募集します。

雇用期間

令和6年1月1日～3月31日

募集期間

11月20日(月)～12月8日(金)

- 持参の場合：午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日を除く。)
- 郵送の場合：12月8日(金)までの消印有効

勤務地

双葉町役場(双葉町大字長塚字町西73-4)

募集業種等

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務内容
行政一般事務補助	事務職	若干名	午前8時30分 ～ 午後5時15分	各課での事務および業務補助 ※必要な経験等：パソコン操作、 普通自動車運転免許(AT可)

上記の業務詳細は、ハローワーク求人票をご確認ください。

面接予定日および会場

- ※ 面接は12月下旬を予定しています。日程および会場につきましては個別に連絡します。
- ※ 面接前に書類選考を実施します。書類選考の結果、不採用となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

応募方法

指定の履歴書・職務経歴書に記入のうえ、お住まいのお近くの「ハローワーク」が発行する「紹介状」と併せてご持参いただくか、もしくは郵送してください。

次ページへ続きます 

▶ 履歴書・職務経歴書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14126/0512rrekisyo.doc>**注意** 休業手当または失業手当を受けている方が、給付を受けながらの雇用はできません。**【応募先】**

双葉町役場 総務課 行政係

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73-4

TEL 0240-33-0124

小児のインフルエンザワクチンの助成について

11月20日HP更新

小児のインフルエンザ予防接種は任意接種のため、予防接種費用の一部を助成します。接種に関しては、主治医と相談のうえ実施してください。保護者の同意が必要です。

対象者双葉町に住民票がある**生後6カ月～中学3年生**の方**助成費用**

1回 2,000円（差額分は自己負担）

助成回数

- 生後6カ月～13歳未満…2回
- 13歳以上～中学3年生…1回

**接種対象期限**

令和6年1月31日

申請期限

令和6年3月末日

次ページへ続きます

助成申請手続き

- (1) 接種費用は全額を支払い、必ず領収証を受け取ってください。
※費用は医療機関により異なります。
- (2) 「助成申請書」に以下のものを添付して、郵送または窓口へ提出
- 領収書(原本)
 - 接種を受けた証明となる予診票の写しまたは母子健康手帳(予防接種の記録欄)のコピー

※ 予診票の指定はありません。医療機関のものをお使いください。

※ 「助成申請書」はダウンロードできます。郵送も可能ですので、お問い合わせください。

▶ 助成申請書 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14945/shinseisyo.pdf>



注意 助成申請書の口座の記載がない、領収書の添付がないなどの場合は、手続きができません。
記載漏れのないようご注意ください。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0240-33-0131



富岡町からのお知らせ

点・線拠点避難指示解除 原子力災害対策本部決定(令和5年11月21日)

特定復興再生拠点区域(点・線拠点)の避難指示解除が原子力災害対策本部決定

本日、小良ヶ浜地区内・深谷地区内の墓地や集会所とそれらへのアクセス道路である特定復興再生拠点区域の点・線拠点について、令和5年11月30日(木曜日)午前9時00分の避難指示解除が原子力災害対策本部にて決定され、本町にとっては、今回で4回目となる避難指示解除が実現することとなります。

私は、両地区の復興・再生に向けた第一歩を踏み出せたと捉えており、今回の点・線拠点の避難指示解除を突破口として、町が真にめざす町内全域の避難指示解除に向けた取組を、引き続き、推し進めてまいります。

令和5年11月21日
富岡町長 山本 育男



▶ 首相官邸 原子力災害対策本部 政策会議 議事

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/index.html>



福島県からのお知らせ

福島県避難市町村家賃等支援事業について【大熊町、双葉町の皆様へ】

(令和5年10月31日公表)

10月31日HP更新

令和6年度も応急仮設住宅の供与が継続する
大熊町、双葉町の皆さまへ

「令和5年度」助成金の申請受付期限について

令和5年度助成金(令和6年3月分まで)の申請受付期限を、本助成金給付要綱で定める「令和6年3月31日まで」から「令和6年8月31日まで」延長する予定です。

「令和6年度」助成金の助成要件について

- 応急仮設住宅の供与が令和7年3月末まで一律延長された大熊町、双葉町から避難し、やむを得ない事情により、東京電力からの家賃賠償終了後または応急仮設住宅等からの移転後、継続して賃貸住宅等へ居住することを余儀なくされ、家賃等の支援を必要とする次の世帯は、引き続き助成対象とする予定です。

- (1) 東京電力から平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯
- (2) 応急仮設住宅等から賃貸住宅等へ移転(※)後、これまでに本事業の助成を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯

※ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して、令和元年6月30日までに賃貸住宅等へ移転

● 助成額等(令和5年度と同様)

賃貸住宅等1戸につき、原則として令和6年3月分助成額が上限です。

- 初めて本事業の助成を受ける場合で家賃が6万円以上の場合は、入居者4人まで月6万円(5人以上は月9万円)が上限です。ただし、平成30年3月分の東京電力の家賃賠償額がこれを下回る場合は、その額です。
- 居住可能な持ち家を有する世帯、または応急仮設住宅の供与を受けている世帯は、助成対象外です。ただし、居住可能な持ち家を有する世帯であっても、通院や高校生以下の通学など、被災時の世帯の一部が別の賃貸住宅等に居住せざる得ない場合は、助成の対象とする場合があります。

次ページへ続きます

■ 応急仮設住宅等として居住している住宅に係る家賃負担額は、助成対象外です。

▶ 令和6年度も応急仮設住宅の供与が継続する大熊町、双葉町の皆様へ [PDF]
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/718233_2038038_misc.pdf



申請受付窓口・申請手続き相談

福島県家賃等支援事務センター（福島県生活拠点課）

（事務業務委託先：TOPPANエッジ(株)）

 0120-900-775

（通話料無料。受付時間：午前9時から午後6時まで。土・日・祝日、年末年始を除く）

避難者住宅確保・移転サポート事業について

11月9日HP更新

県は、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川および新潟の各都県で、応急仮設住宅の供与期間終了後の新たな住まいの確保を支援するため、NPO団体などに委託して、「避難者住宅確保・移転サポート事業」を実施しています。

本事業の目的

避難指示が解除された区域等からの避難者世帯のうち、応急仮設住宅の供与期間終了後の新たな住宅確保の目途が立っていない世帯が、新たな住宅などに円滑に移行できるよう支援を行い、生活再建を後押しします。

本事業の内容

- (1) 住まいの確保に関する電話・訪問による相談対応
- (2) 空き物件情報の収集、提供
- (3) 不動産事業者への同行などによる物件探しの支援
- (4) 不動産事業者などとの契約手続きに関する支援
- (5) 運送事業者との契約手続きに関する支援（転居が必要な場合）

本事業の対象者

- (1) 応急仮設住宅の供与が継続する世帯
- (2) 上記のほか、新たな住宅確保に向けた支援が必要な世帯

次ページへ続きます 

申し込み方法

サポートの申し込みにつきましては、「福島県かんたん申請・申込システム」にアクセスし申し込みいただくか、各団体の連絡先へ直接ご連絡ください。

▶ 福島県かんたん申請・申込システム

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202300653>



新潟県における問い合わせ先(委託先)

公益社団法人新潟県社会福祉士会

新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

TEL 025-211-2111 E-mail colansho.niigata@aioros.ocn.ne.jp

受付時間:【月～金】 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始除く)

▶ 詳細はこちら

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/589096.pdf>



避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している
世帯数と人数(2023.11.22現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511